

台風・大雨・地震発生時の措置について

台風・大雨及び地震発生時の措置について、お知らせいたします。

台風・大雨及び地震発生時には、原則として次のような措置をとりますので、十分ご注意ください
すようお願いいたします。

記

【1】暴風警報発令及び台風接近に伴う措置

1. 午前7時のニュースで、吹田市または吹田市を含む北大阪に「暴風警報」または「大雨特別警報」が発令されている場合は、登校を見合わせてください。
2. 午前9時までに「暴風警報」または「大雨特別警報」が解除された場合は、2時間目（9：40）に間に合うように、安全確保の上、登校させてください。
3. 午前9時の時点で「暴風警報」または「大雨特別警報」が解除されていない場合は、臨時休業（休校）にします。
4. 「暴風」を伴わない警報（例：大雨、洪水、雷等の警報）の場合は、上記の措置をとらず、児童の安全確保を図りながら平常授業を行います。
5. 登校後、暴風警報が発令された場合は、安全確保に万全を期し、下校（集団下校）の措置を講じます。

※大雨警報、洪水警報発令の場合は、原則として臨時休業（休校）ではありません。

【2】地震発生時に伴う措置

1. 突発的な震度5弱以上の大規模地震（余震）が発生した場合は、地震発生時期に応じ、下記の対応を基本に適切な措置を講じます。

発生時期	対応
登校前	学校は臨時休業（休校）とする。（保護者の管理下におく）
登校途上	危険な場所を避け、安全な場所に一時避難した後、原則として速やかに登校する。（学校にて保護・監督）
在校時	安全な場所へ避難・誘導し、保護・監督にあたる。（安全確認の上、保護者の管理下になるまでは学校にて保護・監督）
下校途上	危険を避け、安全な場所に一時避難した後、可能な限り速やかに帰宅する。（保護者の管理下におく）

2. 震度5弱未満の地震（余震）が登校前に発生した場合は、原則として臨時休業（休校）としませんが、校区の被害状況により、児童の安全確保から、臨時休業（休校）の緊急措置をとる等、教育委員会に報告の上、適切な措置を講じます。